

工事現場等における施工体制の点検要領

1 目的

公共工事の品質を確保するため、監理（主任）技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、工事現場の適切な施工体制の確保を図ることを目的として、監督業務等において把握すべき点検事項及び処理手順を定める。

2 対象工事

監理（主任）技術者の専任に関する点検は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）26 条第 3 項に該当する工事（請負金額が 3,500 万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、7,000 万円以上のもの。）について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、建設業法第 24 条の 7 に該当する工事について行うこととする。

3 点検

(1) 点検方法等

提出された工事着手届、工程表等に基づき、現場に出向き面接等により確認する。

(2) 点検内容

別紙チェックリストにより、監理（主任）技術者の常駐状況及び監理技術者証の点検並びに施工体制台帳及び施工体系図の整備状況等を点検する。

ア 監理技術者資格者証の点検

監理技術者資格者証の提示を求め、その者が浜松市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 10 条に基づきあらかじめ届出を受けた監理（主任）技術者と同一人であり、元請負会社に所属するものであることを点検すること。

イ 現場の常駐状況の点検

現場での監理（主任）技術者の常駐状況について、適切な頻度で点検すること。

ウ 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務づけられている下請契約書及び再下請負契約書等を工事期間中に点検すること。

エ 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者および公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検すること。

オ 施工体制の把握

施工体制が一括下請負（別添「一括下請負の禁止について」参照）に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないかを点検すること。

カ 施工中の建設業許可を示す標識等の点検

建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていること及び工事カルテの登録がされていることを点検すること。

(3) 点検回数

原則として、毎月 1 回以上とするが、工期が 3 ヶ月以内の工事については、工期の最初、中間及び工期末の 3 回以上とする。

(4) 点検者等

原則として担当監督員とするが、少なくとも 1 回以上は総括監督員が主体となって実施す

ること。

4 点検結果の報告

監督員は、点検が完了したつど、上司の点検を受けること。

点検等により、次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、工事担当課長は、契約担当課長にその内容を通知しなければならない。

- (1) 受注者が、その業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき
- (2) 受注者が、その請負った工事を一括して他人に請負させたとき
- (3) 受注者が、建設業の許可を受けていない業者と下請契約を締結したとき
- (4) 受注者が特定建設業許可を受けていない場合、下請発注総額 4,000 万円以上(建築一式工事にあっては 6,000 万円以上)となる下請契約を締結したとき
- (5) 受注者が、監督官庁から営業の停止又は禁止を命じられた業者とその期間中に下請契約を締結したとき
- (6) 受注者が、その作成した施工体制台帳(変更にともない新たに作成されたものを含む)の写しを市へ提出しなかったとき
- (7) 受注者が、監理(主任)技術者の配置状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳に合致しているかどうかの点検を市から求められ、これを受けることを拒んだとき
- (8) 受注者が、必要な工事施工体系図を現場の公衆の見やすい場所に掲げていないとき
- (9) 受注者が、必要な施工体制台帳を作成せず、又は作成した施工体制台帳を現場に備え置かなかったとき
- (10) 当該工事の下請負人が、その請負った建設工事を他の建設業者に請負させたにもかかわらず、その通知を直近上位の注文者にしていなかったとき
- (11) 受注者が、必要とする専任の監理(主任)技術者を配置していなかったとき
- (12) 受注者が配置した監理技術者が、監理技術者資格者証の交付を受けていなかったとき
- (13) 受注者が配置した監理技術者が、監理技術者資格者証の提示を拒んだとき
- (14) 土木又は建築一式工事を請負った業者が、土木又は建築一式工事以外の建設工事を自ら施工する場合において、当該建設工事を管理する資格をもった技術者を配置していなかったとき、又は、当該建設工事に係る建設業の許可を受けていない建設業者にその建設工事を請負させたとき
- (15) 建設工事を請負った業者が、許可を受けた建設業に係る建設工事に付帯する他の建設工事を自ら施工する場合において、当該建設工事を管理する資格をもった技術者を配置していなかったとき、又は、当該建設工事に係る建設業の許可を受けていない建設業者にその建設工事を請負させたとき

5 浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会(以下「幹事会」という。)の審議

契約担当課長は、前項後段の通知を受けたとき、又は自らの調査によって前項第 1 号から第 15 号に該当する事実を把握したときは、速やかに幹事会に報告し、その審議を受けなければならない。

幹事会は、契約担当課長の報告があったときは、前項第 1 号から第 15 号に該当するかどうかを調査し、該当すると判定したときは、その事実を財務部長に報告するものとする。

6 建設業許可部局への通知

財務部長は、前項の報告があったときは、当該請負人が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知するものとする。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別紙

課長	課長 補佐	G長	工 事 監督員

工事現場等における施工体制チェックリスト

		点検日：平成 年 月 日	
点検者：	工事担当課名：	担当監督員名：	
工事契約の内容			
平成 年度 契約番号：	工事名：		
工期 平成 年 月 日～平成 年 月 日			
受注者：	請負金額：	千円	一次下請総額：
			千円
点検項目			
1 監理（主任）技術者の調書（写）と本人の同一性の点検			
技術者の区分	調書氏名：	同一者	
監理技術者 主任技術者	本人氏名：	他 者	
他者の場合の措置	指示書等 平成 年 月 日	結果：	
監理技術者等の身分証明書の携帯	有 無		
2 監理（主任）技術者の身分の点検（直接的かつ恒常的な雇用関係と資格要件の点検）			
雇用関係の点検	健康保険証の確認	有 無	勤務する会社名：
	雇用の状況	恒常的勤務：社員年数 年 入社年 年	
		直前雇用：直前入社日 平成 年 月 日	
技術者の資格要件	国家資格名：	取得年月日：平成 年 月 日	
	技術者番号：		
3 専任すべき技術者、現場代理人の常駐			
監理（主任）技術者	在 不在		
不在の場合の理由：			
現場代理人	在 不在 兼務届の提出 有 無	不在の場合の連絡体制 有 無	
不在の場合の理由：		連絡方法：	
4 施工体制台帳・施工体系図等の整備状況			
施工体制台帳、施工体系図が現場に整備されているか		有	無
一次下請契約書（写）の添付		有	無
再下請通知書（写）、請負契約書（写）の添付（再下請契約を締結した場合）		有	無
工事实績情報（コリンズ）への登録が確認できるか		有	無
5 標識の掲示等（工事の施工範囲内で、屋外掲示が原則）			
施工体系図が工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示してあるか		有	無
建設業退職金共済組合への加入標識が現場の見やすい場所に設置されているか		有	無
労災保険関係の成立を表す標識が現場の見やすい場所に設置されているか		有	無
建設業の許可を受けたことを表す標識が公衆の見やすい場所に設置されているか		有	無
点検者の所見：			

工事現場等における施工体制チェックリスト記入要領

点検日、点検者、工事担当課名、担当監督員名、工事契約の内容を記入する。

点検項目

1 監理（主任）技術者の調書（写）と本人の同一性の点検

技術者の区分 該当する技術者の にレ点を記入する。

調書氏名 提出されている着手届の技術者名を記入する。

本人氏名 工事現場の技術者の氏名を確認し記入する。

調書氏名と本人氏名が一致すれば、同一者の に、異なれば他者の にレ点を記入。他者の場合、指示書を渡し、結果欄にその後の措置状況を記入する。

現場において、技術者が監理技術者資格者証等を携帯しているかどうかを確認する。

2 監理（主任）技術者の身分の点検

雇用関係の点検 健康保険証（正本）を確認し、その有無と勤務会社名を記入する。

雇用の状況 恒常的な雇用である場合、社員であった年数又は入社年を記入する。
雇用されたのが半年以内の場合は入社年月日を聞き、記入する。

技術者の資格要件 監理技術者の場合は、監理技術者番号、主任技術者の場合は土木
施工管理技士等の国家資格名とその番号及び資格の取得年月日を記入する。

3 専任すべき技術者、現場代理人の常駐

専任すべき技術者の常駐の有無を記入。点検時に不在だった場合は、その理由を記入。

現場代理人の常駐の有無及び現場代理人の常駐義務緩和措置により兼務届を提出しているかどうかを記入。兼務届の提出がなく点検時に不在だった場合は、その理由を記入。兼務届を提出している場合は、連絡体制が整っており、呼び出しに即応できれば常駐していなくてもよい。連絡体制が有の場合は、その方法（例 携帯電話番号等）を記入する。

4 施工体制台帳・施工体系図等の整備状況

下請総契約額が4,000万円以上の場合は、現場に施工体制台帳が整備されているか、実際の施工体制が台帳と一致しているか、又施工体制図が掲示されているかの有無を記入。施工体制台帳の写しを提出させ、チェックリストに添付すること。

添付を義務づけている一次下請契約書（請負金額明記）の写しの有無を点検する。

一次下請負人の記載漏れがあった場合は、点検者の所見欄に内容を記入すること。

再下請がある場合、再下請負通知書の写し及び再下請契約書（金額明記）の写しの添付の有無を点検して記入する。

二次下請負人以下の下請負人であって、契約期間が1ヶ月以上かつ契約金額で500万円以上の下請負人の記載漏れがあった場合は、点検者の所見欄にその内容を記入する。

一括下請の疑いがあると判断したときは、その旨を点検者の所見欄へ記入する。

（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しの提出の有無を点検して記入する。

5 標識の掲示

工事体系図は、維持工事など工事場所が移動する工事にあつては、監理技術者又は現場代理人が常駐する事務所等に掲示してあれば可。

注 1 1、2、5の項目は、1回点検すれば次回以降は省略してよい。ただし、変更が生じた場合や前回問題があった場合は再度点検すること。

2 グループ長の点検は、前項目を行うこと。

3 3、4の項目は、毎回点検すること。特に4の項目は、施工体制に変更があった場合に適正な処理がされているか点検すること。

4 点検者の所見は、特に問題がなければ記入しなくてよい。